

「香美町部活動地域展開」説明会

～地域で育てる、子どもたちの多様な活動～

香美町教育委員会

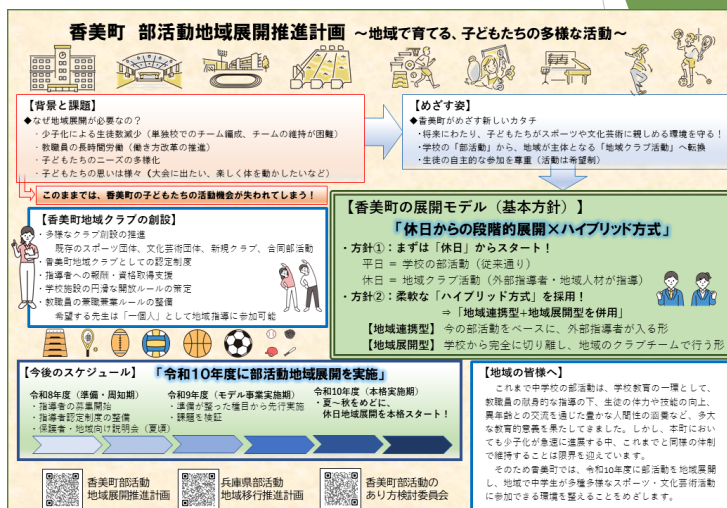
香美町部活動地域展開推進計画

香美町部活動地域展開推進計画

～地域で育てる、子どもたちの多様な活動～

令和8年7月

香美町教育委員会



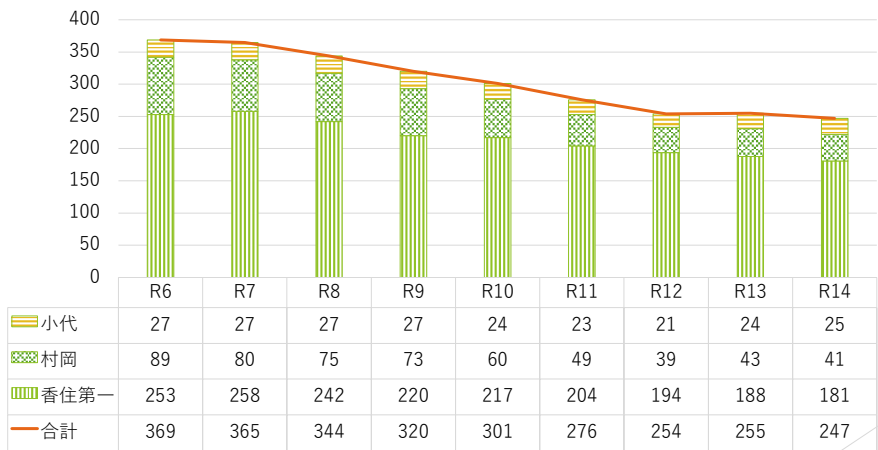
部活動改革の必要性

- 少子化の進展による活動機会の減少
- 生徒・児童のニーズの多様化
- 教職員の働き方改革と専門的指導

3

部活動改革の必要性 「少子化の進展による活動機会の減少」

香美町中学校生徒数の推移（令和6年度から14年度）

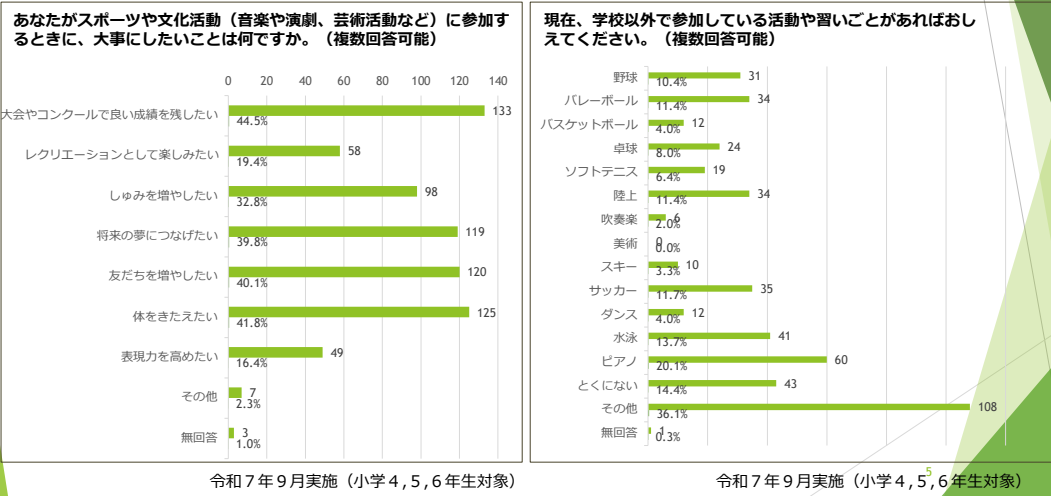


香住第一 村岡 小代 合計

4

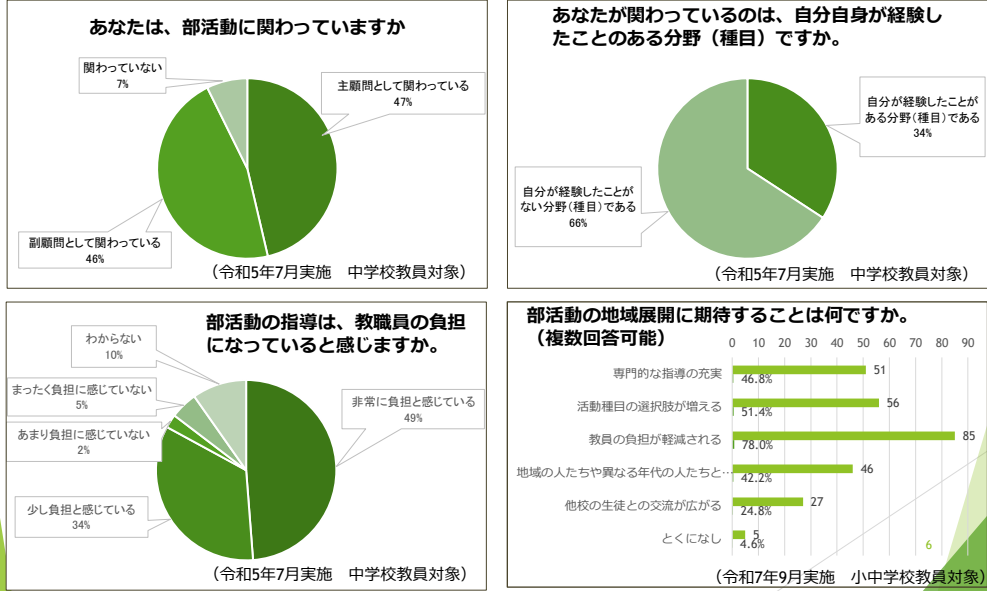
部活動改革の必要性

「児童・生徒のニーズの多様化」



部活動改革の必要性

「教職員の働き方改革と専門的指導の課題」



目的：学校の部活動から 「地域クラブ活動」への転換

5つの基本方針

- 休日からの段階的な展開
- 地域連携・展開の「ハイブリッド方式」
- 準備が整った活動からスタート
- 広域連携の推進
- 香美町地域クラブの育成

7

ハイブリッド方式

- 地域連携型：既存の部活動＋外部指導者
- 地域展開型：学校から独立したクラブチーム

⇒この2つを組み合わせた柔軟な運営

8

地域展開のスケジュール

令和8年度

「準備・周知・制度設計」

- ・地域展開推進計画策定
- ・住民説明会
- ・外部指導者認定制度の整備
- ・地域クラブ認定制度の整備
- ・合同チーム制度の整備
- ・教職員の兼職兼業制度の整備

9

地域展開のスケジュール

令和9年度

「モデル事業の実施」

- ・指導者等が整った活動から
- ・生徒の移動、謝金、保険、備品等の
支援制度の検討

令和10年度

「夏以降に本格実施」

10

地域クラブ活動のあり方

「地域展開＋地域連携⇒ハイブリッド方式」

- (1) 香美町地域クラブの創設について
- (2) 指導者の確保と質の担保
- (3) 安全確保と適切な休養日の設定
- (4) 大会等への参加

11

地域クラブ活動のあり方

「(1) 香美町地域クラブの創設」

- ① 多様なクラブ創設の推進
- ② 当面の運営母体と行政の支援
- ③ 「香美町地域クラブ」認定制度
- ④ コーディネーターの配置等による
伴走支援

12

「香美町地域クラブ認定制度」

- ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の幅広い活動機会を保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）する活動であること
- ・ 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ・ 活動の維持・運営に必要な範囲、かつ可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・ 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止を徹底し、適切な指導の実施体制が確保されていること
- ・ 生徒の健康管理、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制、事故発生時の責任の明確化、保険への加入等、適切な安全確保の体制が確保されていること
- ・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主たる目的としない等、適切な運営体制が確保されていること
- ・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有等、¹³学校等との連携が適切に行われていること

地域クラブ活動のあり方

(2) 指導者の確保と質の担保

- ・ 多様な人材の確保、認定・研修制度

(3) 安全確保と適切な休養日の設定

- ・ 適切な時間、休養日、熱中症対策等

(4) 大会等への参加

- ・ 中体連大会への参加、参加大会の精選

地域展開に向けた環境整備

- (1)活動場所の確保と円滑な施設利用
- (2)生徒の移動手段と送迎負担への対応
- (3)適切な会費の設定と保護者負担の軽減
- (4)保険の加入

15

「香美町部活動地域展開」

今、お伝えできること

16

地域展開のスケジュール

- ・ 令和 8 年秋以降、指導者及び地域クラブの募集・登録の仕組みを町のHPや広報等で随時紹介
- ・ 令和 9 年度にモデル事業を実施
 - ※ 実施種目は令和 8 年度中に検討
- ・ 令和10年度の夏以降に休日からの段階的な展開
 - ※ 早く準備ができたところは止めない

17

香美町地域クラブについて①

- ・ 町の認定要件に沿った活動であれば種目・活動は制限しない
- ・ 同じ種目で複数のクラブができることを制限しない
- ・ 地域クラブの加入人数の上限・下限は設けない
- ・ 子どもが希望するクラブがない場合は、
複数校による合同部活動の制度化
他市町との広域連携の推進

18

香美町地域クラブについて②

- ・週2日以上のお養日を設定、週合計が11時間程度の範囲内で活動を行う
※大会参加時等を除く
- ・地域クラブ内で生徒同士のトラブルが起きた際は、原則としてクラブの責任者（監督・コーチ・指導者等）が対応する
- ・いじめや不登校につながる事案の場合は、学校とも協力する体制をとる

19

香美町地域クラブについて③

- ・問題が生じた場合のため、相談窓口の設置を検討
- ・地域クラブ活動は、部活動のときと同様、調査書等に記載するため、地域クラブでの活動実績は進学につながるようになる

20

参加・退会について

- ・複数のクラブ、他市町のクラブへの参加は可能
退会も自由

21

参加費や謝金について

- ・先進事例の時給目安は1,600円前後
謝金は原則として各クラブの活動資金（集金）から支払う
現在、国からの推進事業の補助金はあるが、今後も国、県の補助金の動向を注視する。
- ・参加費や運営費は、クラブごとに決定
経済的に厳しい世帯に対しては、国の支援制度に加え、町としての支援制度を検討

22

支援体制について

- ・国で新たな補助金（「部活動の地域展開等推進事業」）が創設されており、その動向を注視していく

23

指導者について

- ・指導者の資格は、特定の指導資格（教員免許や公認スポーツ指導者資格など）は必須としない
 - ※ ただし、大会等で競技団体のライセンスが必要な場合がある
- ・教職員、地域住民、保護者、スポーツ少年団や民間クラブの指導経験者などを幅広く想定
- ・指導者は、町の研修を受講した上で教育委員会が認定

24

施設の利用について

- ・活動場所は、原則、クラブが決定
学校施設の使用は優先的に検討することとする
が、使用の保障や常時の利用は約束できない。
- ・施設自体の安全点検は管理者が行うが、地域クラブが（学校）施設等を利用する場合、その活動時間内における施設の安全確認や点検は、クラブの責任者が行う

25

学校の備品の使用について①

- ・学校の備品（学校所有でこれまで部活動で使用していたもの）については、学校が管理するものであるため、原則、備品や消耗品は各地域クラブで用意してもらう。
- ・ただし、中学校の現有備品で共有できるものについては、学校教育活動に支障のない範囲で貸し出すことが可能かどうか検討する

26

学校の備品の使用について②

- ・ 故意・過失に関わらず、施設・設備・その他備品を毀損（破損・故障を含む）又は滅失させたときは、使用者の責任において対応いただくとともに、原則として、地域クラブに原状復旧・費用弁償を求める
- ・ 活動中に発生したトラブル（盗難・事故）については、学校長、教育委員会は一切の責任を負わない

27

学校の備品の使用について③

- ・ 地域クラブのみで使用する物品については、学校予算や生徒会費を使用して新たに購入したり、修繕したりすることはできない

28

移動について

- ・原則として塾や習い事と同様に、個人（家庭）での移動となる
 - ・スクールバスは、原則、登下校用
 - ・保護者の送迎の有無を加入条件にはしない
 - ・移動時の事故等は、学校管理下ではないため「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付は使えない
- 必要に応じて各個人で保険に加入することになる

29

運営事務局・相談窓口について

- ・当面の間、教育委員会が運営事務局・相談窓口となる

30